

注目の 法改正問題演習

重要な法改正箇所を問題演習形式で学習していきましょう。直近1～2年で未出題の改正事項と試験公示後の改正事項（2026年度試験範囲）をピックアップしています。

社会保険労務士
加藤光大



1 労働基準法

問 1 労働基準法第5条が禁止する労働者の意思に反する強制労働については、労働基準法上最も重い罰則（1年以上10年以下の拘禁刑又は20万円以上300万円以下の罰金）が定められている。

解説 1 「強制労働」の規定に違反した者には、設問の罰則が科されます。▶法117条 ○

改正事項

刑法において、懲役及び禁錮を廃止し、これらに代えて拘禁刑が創設されたことから、労働基準法等の罰則の規定が改正されました。他の罰則規定や他の法律の規定においても、これに準じた改正（「懲役」や「禁錮」とあった箇所を「**拘禁刑**」とする改正）が行われています（令和7年6月1日施行）。

2 労働安全衛生法

問 1 事業者は、暑熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知するよう努めなければならない。

解説 1 「周知するよう努めなければならない」とありますが、設問の規定は、「周知させなければならない」という**義務規定**です。▶則612条の2 ✕

改正事項

熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために必要な対応を事業者には義務づけることとし、新たに設問の規定を設けました（令和7年6月1日施行）。

ポイント 「作業に従事する者」というのは、労働者だけでなく、労働者と同一の場所において当該作業に従事する**労働者以外の者**を含みます。

問 2 労働安全衛生法第4条において、「労働者及び労働者以外の者で **A** は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない。」と労働者等の責務を規定している。

解説 2 A **労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの**

▶ 法4条

改正事項

労働者の責務として「労働災害を防止するため必要な事項を守ること」等が規定されているところ、これを参考に、**個人事業者**等についても自身の災害や労働災害を防止するために必要な責務を規定することが適当であることから、「**労働者以外の者で労働者と同一の場所において仕事の作業に従事するもの**は、労働災害を防止するため必要な事項を守るほか、事業者その他の関係者が実施する労働災害の防止に関する措置に協力するように努めなければならない」ものとししました（令和8年4月1日施行）。

問 3 注文者は、その請負人（仕事が数次の請負契約によって行われるときは、当該請負人の請負契約の後次の全ての請負契約の当事者である請負人を含む。）に対し、当該仕事に関し、その指示に従って当該請負人に係る作業従事者が作業を行ったならば、労働安全衛生法又は同法に基づく命令の規定に違反することとなる指示をすることが禁止されている。

解説 3 「違法な指示の禁止」に関する記述です。なお、事業を行う者が行う仕事の**作業に従事する者**を「**作業従事者**」といいます。

▶ 法31条の4 ○

改正事項

「違法な指示の禁止」の規定では、「請負人の労働者」を労働させたならば法令に違反することとなる指示をすることを禁止していたところ、「請負人に係る**作業従事者**」が作業を行ったならば法令に違反することとなる指示をすることを禁止しました。これは、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も対象に含めたものです（令和8年4月1日施行）。

問 4 特定機械等の製造許可の申請は、都道府県労働局長が当該申請に係る特定機械等の設計審査の業務を行うときを除き、厚生労働省令で定めるところにより、別表第1に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに都道府県労働局長が行った当該申請に係る特定機械等の設計が所定の基準のうち特定機械等の構造に係る部分に適合しているかどうかの審査の結果を記載した書類を添付して行わなければならない。

解説 4 「都道府県労働局長が行った」とあるのは、「**登録設計審査等機関**が行った」です。なお、「**登録設計審査等機関**」とは、別表第1に掲げる機械等に係る特定機械等ごとに**厚生労働大臣の登録を受けた者**をいいます。

▶ 法37条3項 ✕

改正事項

特定機械等については、安全性能を確保するために製造許可制度及び製造時、設置時、使用時の各段階における検査を義務づけています。これらのうち、製造許可制度における技術的基準の審査に係る部分及び製造時の検査制度については、専門高度な知識、経験が求められるとともに、新技術の誕生に伴う内容の高度化・専門化に対応する必要性が生じているところ、専門性を持つ民間機関の活用を促進して、安全を担保しながら制度の効率化を図るため、設問の規定が設けられました（新設されました）（令和8年4月1日施行）。